

ID: 29

担当部署: 企画課

| | | | |
|--|--------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 分担金の減免 | | |
| 例規名 根拠条項 | 八頭町地域情報通信基盤整備分担金徴収条例 第6条 | | |
| 例規番号 | 平成23年条例第7号 | | |
| <p>【根拠条文】 (分担金の減免) 第6条 町長は特に必要があると認めたときは、分担金を減額又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び八頭町地域情報通信基盤整備分担金徴収条例施行規則第3条の規定による。 (分担金の減免) 第3条 条例第6条に規定する分担金の減額又は免除(以下「減免」という。)の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 八頭町内の各自治会の公民館(集会所等)(以下「公民館」という。)及び八頭町消防団規則(平成17年規則第129号)第3条に規定する分団の消防屯所(以下「屯所」という。)の管理者</p> <p>(3) 町長が特に必要と認める者</p> <p>2 前項の規定により分担金の減免を受けようとする者は、条例第2条に定める引込工事を行うまでに分担金減免申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 町長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、その結果を当該申請者に分担金減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。</p> <p>4 分担金を減免する額は、別表のとおりとする。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 15日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成26年7月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |